家庭に給水はじまる
消火栓の調子も上々

上水道事業

梅雨が明けてうお願いいたします。からは、お天気の日が続き、ご家庭の飲料水も湯水されたところもあるかと存じます。三十三年以来工事を進めてまいりました上水道も、うやく七月二十六日から雑用水ですが一部のご家庭より使用していただくようになりました。

水道管の埋設につきましては皆さんに大へんご迷惑をおかけいたしましたが今後共何分よろしくご協力下さるよう。

管が埋設されたところのご家庭の最高七〇ポンドも水圧があり、実火災の場合に新保小学校（小さな小路には本管が埋設されている消火栓の設置数は市内八カ所で現在使用可能のところは一〇カ所です。

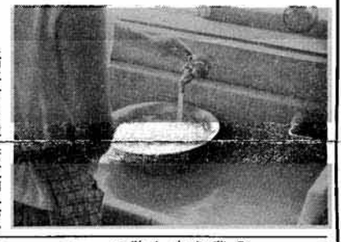

右は早くも海と下区内においての試験で使われ始めた水道）

「写真上は消火栓の放水試験

公民館ニュース

☆上瀧谷分館第六回俳句大会を次の規定でおこないます

一　日時　八月二十一日午前十時

二　会場　上瀧　藤蔵院

ボーイスカウト
道院付近でキャンプ

日本ボーイスカウト新潟第五団、団員百余名は、野外生活を教育の場とし、美と神秘に満ちた大自然において、正しいグループングにより独立自活、相互扶助の精神を体得せしめ、かつ身体を鍛え精神を浄化し、実践による体験によって少年達のよりよい人格形成を期待する運動目的をもって来る八月四日より九日までの六日間を道院及び二田池畔にキャンプ設営することになりました。

なお、八月四日市内目抜き通りをパレードいたしました

造林者に補助金を
申込み　八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込みを募（第一回）、受付ましたが、その際申し込みをお忘れになつたかたや、更に造林をしようと希望されるかたは次により区長さんを通じて申し込み願います。

なお、申し込みする場合第一回分と重複しないように願います。

一　県の造林補助金交付範囲

一　一般造林

▽再植造林、用材林伐採跡地に植えるもの

▽本林植造林から一団地十アール（五畝歩）以上でなければ該当しない

▽拡大造林、薪木を伐った跡又は草地、原野等に植えるもの

一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです

補助は該当しません

2　階段造林（いわゆる段切り（巾一、五〇米）造林です

一団地三十アール（三反）以上でことしから段切の延長は、問わないことになりました。

核、中風、精神病等の治療に長期を要する疾病にかかつており、既に一年以上の期間にわたつて療養している場合又は今後一年以上の期間にわたつて療養しなければならないものである場合等はこの限りでない。

㈡　被保険者が単身で世帯を構えているとき、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者のいずれにも前年分の所得に対して市民税が賦課されていないときは免除する。

㈢　被保険者が数人の者と世帯を構えているとき、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者のいずれにも前年分の所得に対して市民税が賦課されていないときは免除する。

国民年金
保険料の免除基準

上十六万円未満のときは、世帯の生活状況身体状況等につき県知事が決定するもの。

三　一及び二によつて保険料を免除するかないかを決定することのできない被保険者については、次の方法により認定する。

㈠　外国人（㈡）禁治産者

㈡　禁に以上の刑に処せられその執行が終るまでの人

㈢　選挙関係犯罪により刑の執行猶予中の人

㈣　公職選挙法に規定する罰金の刑に処せられた人

土木建築工事
入札結果

七月二十九、三十日橋業架替と学校建築の入札を市役所で行ない、つぎのとおり落札し請負契約を完了。それぞれも、お互に特に次の三点を守り交通事故防止につとめましょう。

1　交通法規をよく知り、これを守ること。

2　お互がゆずり合いの気持をもつこと。

3　急がないこと。

国民金融公庫貸出しのお知らせ

▼申込み切日　毎月　五日　二十日

▼申込場所　栃尾信用金庫、栃尾商工会、市産業課

衛生行事メモ
八月十日～三十一日

X線撮影
十日　一〇～三　川谷小学校
十一日　一～三　中野俣小学校
十一日　一～三　原　善昌寺
十一日　一～三　三ヵ村一般
ジフテリヤ混合接種
百日咳　嬰
十九日　一～二　半蔵金小学校
二十日　一～二　中野俣小学校
二十一日　一～二　荷頃小学校
二十二日　一～二　西谷小学校
二十四日　一～二　荷頃小学校
二十五日　一～二　入東谷公民館
二十六日　一～二　東谷小学校
二十九日　一～二　上塩小学校
三十日　一～二　中野俣小学校
三十一日　一～二　半蔵金小学校

上水道事業

家庭に給水はじまる
消火栓の調子も上々

梅雨が明けてうお願いいたします。

現在、引込み工事をすれば給水される地域は旭町から大手町の多い少ないに関係なく、一年に百円及び百五十円と定められております。と申し上げますと一つには保険料を負担することのできない低所得者はどうしたらよいか」という問題がありますこの点について厚生省ではこのようなかたがたこそ年金制度による保障をもつとも必要とするかたであるとの考え方から、これらの低所得者に対し、保険料免除の措置を大巾にとるよう

掲出制の国民年令保険料の額は所得の多い少ないに関係なく、一年に百円及び百五十円と定められております。と申し上げますと一つには保険料を負担することのできない低所得者はどうしたらよいか」という問題があります。この点について厚生省ではこのようなかたがたこそ年金制度による保障をもつとも必要とするかたであるとの考え方から、これらの低所得者に対し、保険料免除の措置を大巾にとるよう

免除基準を示しております

これによりますと、栃尾市では適用者の三分の一は免除になるように考えられます。次に免除基準の認定方法をお知らせいたします十月からの届出の参考にしてください。

認定方

一、（国民年金）の世保険者又は被保険者の属する世帯の配偶者につき、前年分の所得税額があるときは免除しない。

二、被保険者が数人の者と世帯を構えている場合であつて被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者のいずれにも前年分の所得に対して市民税が賦課されていないときは免除する。

三、一及び二によつて保険料を免除するかないかを決定することのできない被保険者については、次の方法により認定する。

㈠　被保険者が数人の者と

公民館ニュース

☆上瀧谷分館第六回俳句大会を次の規定でおこないます

一　日時　八月二十一日午前十時

二　会場　上瀧　藤蔵院

ボーイスカウト
道院付近でキャンプ

日本ボーイスカウト新潟第五団、団員百余名は、野外生活を教育の場とし、美と神秘に満ちた大自然において、正しいグループングにより独立自活、相互扶助の精神を体得せしめ、かつ身体を鍛え精神を浄化し、実践による体験によって少年達のよりよい人格形成を期待する運動目的をもって来る八月四日より九日までの六日間を道院及び二田池畔にキャンプ設営することになりました。

なお、八月四日市内目抜き通りをパレードいたしました

造林者に補助金を
申込み　八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込みを募（第一回）、受付ましたが、その際申し込みをお忘れになつたかたや、更に造林をしようと希望されるかたは次により区長さんを通じて申し込み願います。

なお、申し込みする場合第一回分と重複しないように願います。

一　県の造林補助金交付範囲

一　一般造林

▽再植造林、用材林伐採跡地に植えるもの

▽本林植造林から一団地十アール（五畝歩）以上でなければ該当しない

▽拡大造林、薪木を伐った跡又は草地、原野等に植えるもの

一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです

補助は該当しません

2　階段造林（いわゆる段切り（巾一、五〇米）造林です

一団地三十アール（三反）以上でことしから段切の延長は、問わないことになりました。

核、中風、精神病等の治療に長期を要する疾病にかかつており、既に一年以上の期間にわたつて療養している場合又は今後一年以上の期間にわたつて療養しなければならないものである場合等はこの限りでない。

㈡　被保険者が単身で世帯を構えているとき（女中、

公民館ニュース

☆上瀧谷分館第六回俳句大会を次の規定でおこないます

一　日時　八月二十一日午前十時

二　会場　上瀧　藤蔵院

ボーイスカウト
道院付近でキャンプ

日本ボーイスカウト新潟第五団、団員百余名は、野外生活を教育の場とし、美と神秘に満ちた大自然において、正しいグループングにより独立自活、相互扶助の精神を体得せしめ、かつ身体を鍛え精神を浄化し、実践による体験によって少年達のよりよい人格形成を期待する運動目的をもって来る八月四日より九日までの六日間を道院及び二田池畔にキャンプ設営することになりました。

なお、八月四日市内目抜き通りをパレードいたしました

造林者に補助金を
申込み　八月十五日まで

ことしの秋植造林の申し込みを募（第一回）、受付ましたが、その際申し込みをお忘れになつたかたや、更に造林をしようと希望されるかたは次により区長さんを通じて申し込み願います。

なお、申し込みする場合第一回分と重複しないように願います。

一　県の造林補助金交付範囲

一　一般造林

▽再植造林、用材林伐採跡地に植えるもの

▽本林植造林から一団地十アール（五畝歩）以上でなければ該当しない

▽拡大造林、薪木を伐った跡又は草地、原野等に植えるもの

一団地五アール（五畝歩）以上が該当し以前と同じです

補助は該当しません

2　階段造林（いわゆる段切り（巾一、五〇米）造林です

一団地三十アール（三反）以上でことしから段切の延長は、問わないことになりました。

核、中風、精神病等の治療に長期を要する疾病にかかつており、既に一年以上の期間にわたつて療養している場合又は今後一年以上の期間にわたつて療養しなければならないものである場合等はこの限りでない。

㈡　被保険者が単身で世帯を構えているとき（女中、

第46号
昭和35年（1960）
8月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）2151番

おぢや広報

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行（定価一部2円）

栃尾市の人口
（7月末日現在）
世帯数　7,276
人口　38,326人
男　18,547人
女　19,779人

今月の市税
◁市民税第2期　8月分
◁国民健康保険税　随時
◁軽自動車税　納期　8月31日

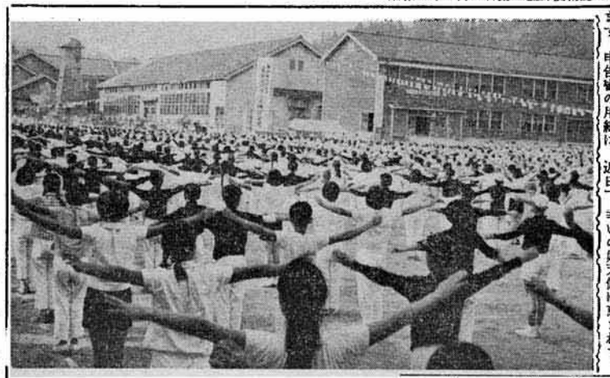

九月十五日現在で選挙人名簿作成
選挙権資格申告をお忘れなく

公職選挙法の規定により、毎年九月十五日現在で選挙権のある人を調査して「基本選挙人名簿」を作成しております。

ご承知のとおり、この名簿は、向う一カ年間（昭和三十五年十二月二十一日から）公職選挙法の適用を受ける、すべての選挙に使用されるものであります。

ことしも、その調整時期がやつてきましたが、選挙権のあるすべての人を登録するため、有権者の皆さんから資格申告書を提出していただき、それをもとにして一人の脱漏者もない完全な名簿を作成いたしたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。申告書の用紙は、近日中に区長さんから皆さんのおる人へ配付いたします。

一　申告をしなければならない人

㈠　日本人であること

㈡　昭和十五年十二月二十一日から昭和十五年十二月二十一日までに生れた人

㈢　ことしの六月十五日以前から引き続き栃尾市に住んでいる人

二　申告をしなくてもよい人

㈠　外国人　㈡　禁治産者

㈢　禁に以上の刑に処せられその執行が終るまでの人

㈣　選挙関係犯罪により刑の執行猶予中の人

㈤　公職選挙法に規定する罰金の刑に処せられた人

農業委員選挙の結果
投票率　八二・四二%

本年七月十九日、任期満了となる農業委員会の委員選挙は、七月十五日市内二十九カ所の投票所で行われました。

その結果は次のとおりであります。

選挙当日の有権者数　一二、二七六人

投票総数　一〇、九四二票

有効投票　一〇、六九四票

内訳　無効投票　二四八票

投票率　八七、四八%

男　八七、四%

女　七七、七二%

委員	得票数
矢沢常一郎	六七三
猪俣作次	六二二
秀松	五八一
西川　勇	五七八
丸山保雄	五六九
金内孝吉	五六六
星野勢雄	五六五
杉本尚二	五五九
山井平策	五五五
西川広吉	五三四
小林房一郎	五〇九
嘉代善一	四八四
又也	四七六
高橋定生	四五一
千野仙次郎	四二六
酒井嘉平次	四一〇
荒木勇一郎	四〇八
井田儀三次	三九八
茨木　久	三七〇
渡辺　裕美	三五八
吉原喜兵衛	三四七
山内　義男	二九九
計	八二四二%

（補者当時得票数（当選者のみ））

矢沢常一郎	六七三票
猪俣　弘	六二二票
農業共済組合推せん者	
伊東　義正	下標出

人事発令

△ガス水道課（保健衛生課）

△ガス水道課（保健衛生課）内山康也

△保健衛生課（産業課）藤田道五〇九

△建設課（収入役室）

△収入役室（建設課）石原容子

△保健衛生課（産業課）小出雅英

△産業課　椿賢一

にせ税理士に注意

最近営業者の皆様の熱心な記帳意欲を利用し、税理士の資格のない者が多数の納税者の依頼を受けて、税務書類を作成している事例があります。これ等の行為は税理士法違反であります。しかもこれ等資格のない者の作成した税務書類が意外に不備であつたり、どういう手続き方法をとるのですかまたどんな特

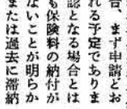

国民年金問答

合、どういう手続きをとるのですかまたどんな特

「答」本年十月から被保険者の資格届が市役所で行われます。その場合、任意加入者は、県知事の承認を得て任意加入する場合と、本人の申出により、適用されないこと、また遡及して任意加入する場合とは、保険料の免除の年度かぎりの県知事に申し出て、任意加入する場合との二種類に区別されますが、いずれの場合にかぎられても特殊の場合にかぎられます。また任意加入した被保険者の任意加入の申し出はできることとなつております。

なお、任意加入した被保険者は、いずれのばあいも任意の時に申し出て、被保険者の資格を喪失することについては十分注意してください。

「問」通常の場合、まず申請どおり国民年金に入れるのですが、どういう手続きをとるのですかまたどんな特

任意加入が承認される予定ですが、すでに国民年金に入れるのです。入れできます。不承認となる場合とは満五十一才のものでも被保険者期間は十年間と限定されているもの加入しても保険料の納付が加入期待できないことが明らかな場合、または過去に滞納月分でも保険料をおさめなかつた月があれば、拠出制の老令年金は支給されず、福祉年金が支給されることになつております。また高額の任意加入の申し出はできないことがあります。

ご協力願います

10月1日現在で
国勢調査を実施

きたる十月一日現在、学生の地位、従業地または通学地の別、日本国民全員について行なう国勢調査は、第九回目の調査で、また大規模調査にあたつています。

調査の範囲は、昭和三十五年十月一日に国内に住んでいる人全部で、日本人はもちろん外国人もすべて調査します。

調査の事項は、①氏名　②世帯主との続き柄　③男女の別　④出生の年月日　⑤国籍　⑥一年前の常住地　⑦教育　⑧配偶関係　⑨出産力に関する事項　⑩九月二十四日から九月三十日までの就業状態、就業時間、本人が就業していた事業所の名称と事業の種類、本人がしていた仕事の種類、従業上の地位、⑪世帯の種類、⑫住居に関する事項、⑬家計の収入の種類、等であります。

調査の方法は、世帯ごとに別々の調査票を用います。

この調査票を調査日（十月一日）の前に調査員が各世帯に配布し、これに世帯主がその世帯員の事項について先に述べた①～⑬までの事項を記入し、調査員が後日調査票を集めるときに世帯の人と質問して調査票に記入します。また、この準備調査を九月二十四日から九月三十日まで実施いたしますから、調査がお伺いしましたらしくお願いいたします。

なお、この調査は、統計法の定めにもとづいて行われる国の基本的な統計調査で、全国の人口の状況をしらべ、政治や行政のための基礎資料となる統計を作るために行うものです。

この調査内容は、統計調査目的以外には絶対に使用いたしませんから、ありのままをお聞かせくださるよう重ねてお願いいたします。（総務課）

火災通報は　一一九番へ
どろぼうは　一一〇番へ

ラジオ体操全国放送 ×××
××× 5,000 名の参加者

七月二十四日五時半から開会され、まずNHK新潟放送局、栃尾郵便局、栃尾市役所、栃尾市教育委員会、栃尾市農業協会、栃尾市商工会、栃尾市観光協会、栃尾郵便局、栃尾市の公民館、栃尾市の検挙者等あり、六時三十分から十分間実況放送されたのであります。

もちろん栃尾から全国に向け放送されたのは今回が始めてのことであり、市内各地からも、ラジオ体操の挨拶の仕方や、歌の指導があつて一挙一動の姿は参観者が多く集まつて、朝のさわやかな空気をむねいつぱいに吸いこみ、リズムにあつた一挙一動の姿は参観者をしておどろかせ、終つて栃尾高等学校並びに各種団体のご協力によつて放送されたのであります。

（栃尾市公民館）

農業団体推せんの新農委決る

農業協同組合推せん者

山田　忠次　山田

飯浜　幸一　二ツ郷屋

大橋　義家　下塩

竹淵　清　水沢

滝之口　一男

泉　栄一

栃　堀

巣山沢

軽井沢

新農委初の総会開く
会長に嘉代善一氏

任期満了による改選後、初の委員九名計三十八名の新委員による農業委員会議が、選挙会場で開かれ、七月二十七日午前十時から市役所議場において開かれ会長および会長代理の互選、県農業会議第一号会議員の推せんなどを決め、午後三時三十分閉会しました。

なお、会長には嘉代善一氏、会議員の推せんなどを決め、

たばこは市内で買いましょう

同会長代理には高橋定生氏、県農業会議第一号会議員には大橋正賢氏が、それぞれ互選されました。

教育関係寄付

中野俣小学校PTA（会長　藤佐市兵衛）では、このほど中野俣小学校へ、テレビ購入費の一部として金四万円を寄付されました。（教育委員会）

八月一日現在で
国勢調査を実施

きたる十月一日現在で学生の地位、従業地または通学地の別、日本国民全員について行なう国勢調査は、第九回目の調査で、また大規模調査にあたつています。

調査の範囲は、昭和三十五年十月一日に国内に住んでいる人全部で、日本人はもちろん外国人もすべて調査します。

調査の事項は、①氏名　②世帯主との続き柄　③男女の別　④出生の年月日　⑤国籍　⑥一年前の常住地　⑦教育　⑧配偶関係　⑨出産力に関する事項　⑩九月二十四日から九月三十日までの就業状態、就業時間、本人が就業していた事業所の名称と事業の種類、本人がしていた仕事の種類、従

八月二十二日午前八時消防演習のため「サイレン」を吹鳴します　長音三十秒